

	①	②	③						
	加入する	年齢	給与収入	給与所得	年金収入	年金所得	それ以外の所得	合計所得	計算の 基となる所
世帯主				0		0		0	0
世帯員1				0		0		0	0
世帯員2				0		0		0	0
世帯員3				0		0		0	0
世帯員4				0		0		0	0
世帯員5				0		0		0	0



試算結果はこちら



① …国民健康保険に加入する方は○を選択してください。

加入しない方は入力不要ですが、世帯主の方は加入しない場合でも×を選択してください。

② …令和7年1月1日時点の年齢を入力してください。

③ …令和6年中の給与収入※1・年金収入※2・それ以外の所得※3を入力してください。収入がない

場合は、入力不要です。

金額内訳	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40歳～65歳未満対象)
所得割	0円	0円	0円
均等割	0円	0円	0円
平等割	0円	0円	0円
合計額	0円	0円	0円

賦課限度額	650,000円	240,000円	170,000円
-------	----------	----------	----------

年間保険料金額 0円

1か月あたりの保険料金額 0円

正しく入力すると、金額が表示されます。

※1 給与収入

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号)									
		(個人番号)									
		(役職名)									
		氏名 (フリガナ)									
種別	支払金額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額				
	内	千	円	千	円	千	円	内	千	円	
(源泉)控除対象配偶者の有無等	控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数			
		特定	老人	その他		特別	その他				
有	従有	千	円	人	従人				人	人	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額				特別控除の額					
内	千	円	千	円							

【支払金額】の数字を入力

※2 年金収入

令和 4 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	生年月日		年金の種類	
	氏名				
区分	支払金額		源泉徴収税額		
所得税法第203条の3第1号・第4号適用	円		円		
所得税法第203条の3第2号・第3号適用	円		円		
所得税法第203条の3第3号・第6号適用	円		円		
所得税法第203条の3第7号適用分	円		円		
本人	源泉控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数		16歳未満の扶養親族の数	障害者の数
特別障害者	一般	特定	老人	その他	特別
その他の障害者	老人	人	人	人	その他
ひとり親					
寡婦					
源泉控除対象配偶者	氏名	区分	(摘要)		
控除対象扶養親族	氏名	区分			
	氏名	区分			
	氏名	区分			
16歳未満の扶養親族	氏名	区分			
	氏名	区分			
	氏名	区分			
支払者 法人番号 6000012070001					
東京都千代田区霞が関1丁目2番2号					
官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課長					
印 10mm					

【支払金額】の数字を入力

※3 それ以外の所得

令和 01 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 申告書		FA2203	
納税地		個人番号	
現在の住所又は居所		氏名	
生年月日		職業	
配偶者の氏名		配偶者の職業	
所得の種類		所得の金額	
収入金額等	事業所得	7	
	農業所得	8	
	不動産所得	9	
	給与所得	10	
	公的年金等	11	
	雑所得	12	
	その他	13	
	総合所得	14	
	合計	15	
	所得金額等	事業所得	16
農業所得		17	
不動産所得		18	
給与所得		19	
公的年金等		20	
雑所得		21	
その他		22	
②から⑩までの計		23	
総合所得		24	
所得から差し引かれる金額		小規模企業等貸付金控除	25
	生命保険料控除	26	
	地震保険料控除	27	
	基礎控除	28	
	障害者控除	29	
	扶養控除	30	
	基礎控除	31	
	基礎控除	32	
	基礎控除	33	
	基礎控除	34	
税の計算	課税される所得金額	35	000
	上の35に対する税額	36	
	配当控除	37	
	配当控除	38	
	配当控除	39	00
	配当控除	40	
	配当控除	41	
	配当控除	42	
	配当控除	43	
	配当控除	44	
その他の	修正前の第3部分の税額	45	
	修正前の第3部分の税額	46	
	修正前の第3部分の税額	47	
	修正前の第3部分の税額	48	
	修正前の第3部分の税額	49	
	修正前の第3部分の税額	50	
	修正前の第3部分の税額	51	00
	修正前の第3部分の税額	52	
	修正前の第3部分の税額	53	
	修正前の第3部分の税額	54	00

【⑫合計】の数字を入力

※⑥給与や⑦公的年金等がある場合、差し引いた数字